

報 告

本委員会は、地方公務員法の趣旨に則り、昨年10月に行った職員の給与等に関する報告および勧告以降、物価、生計費その他給与決定に関する諸条件の推移について調査するとともに、職員給与等実態調査および職種別民間給与実態調査を実施し、職員の給与が社会一般の情勢に適応しているかどうかについて検討を行ったことから、人事管理に関することと併せて、次のとおり報告する。

I 給与に関する事項

1 給与勧告制度の基本的考え方

地方公務員法において、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならないとされるとともに、給与については、生計費ならびに国および他の地方公共団体の職員ならびに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないとされている。

人事委員会の給与勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものであり、給与勧告を通じて職員に適正な処遇を確保することは、職員の士気の高揚、労使関係の安定はもとより、有為の人材の確保にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤となっている。

本委員会は、給与勧告に当たっては、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保するため、職員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本としている。この理由としては、職員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給することが必要とされる中で、県は民間企業と異なり、市場の抑制力という給与決定上の制約が存在しないこと等から、その給与水準は、労使交渉等によってその時々を経済・雇用情勢等を反映して決定される民間企業従業員の給与水準に準拠して定めることが最も合理的であると考えられることによる。

職員の給与と民間企業従業員の給与との比較においては、主な給与決定要素である職種、役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の4月分の給与額を対比させ、精密に比較を行っている。

2 職員の給与

本委員会が、令和7年4月1日現在で行った県職員および県費負担市町立学校教職員（同日付けの退職者、特別職の職員、企業職員、臨時または非常勤の職員および休

職中、休業中、育児短時間勤務中または派遣中の職員を除く。)についての給与等実態調査の結果、調査日現在の職員数は、県職員 9,020 人、県費負担市町立学校教職員 7,249 人、合計 16,269 人である。

これらの職員には、その従事する職務の種類に応じて行政職、警察職、研究職、医療職、福祉職、教育職等 10 種の給料表が適用されているが、そのうち行政職給料表適用者は 3,596 人で、その平均給与月額 は 376,614 円（給料 330,686 円、扶養手当 8,416 円、地域手当 20,556 円、その他の手当 16,956 円）であり、平均年齢は 40.9 歳（男性 42.0 歳、女性 39.1 歳）、性別構成は男性 64.2%、女性 35.8%、学歴別構成は大学卒 75.4%、短大卒 9.4%、高校卒 15.2%となっている。

また、全職員の平均給与月額は 408,631 円（給料 361,952 円、扶養手当 9,323 円、地域手当 21,918 円、その他の手当 15,438 円）であり、その平均年齢は 40.1 歳（男性 40.4 歳、女性 39.6 歳）、性別構成は男性 58.3%、女性 41.7%、学歴別構成は大学卒 85.6%、短大卒 4.9%、高校卒 9.4%、中学卒 0.1%である。

（参考資料第 1 表から第 4 表まで参照）

3 民間の給与

本委員会は、人事院および全国の人事委員会と共同して、県内民間事業所のうち、企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の 680 事業所から、層化無作為抽出法により抽出した 138 の事業所を対象に、「令和 7 年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務の行政職給料表と類似すると認められる事務・技術関係 22 職種の 6,169 人および研究員、医師等 54 職種の 599 人について、本年 4 月分として個々の従業員に支払われた給与月額および当該従業員の役職段階、学歴、年齢等を詳細に調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況等を調査した。また、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の状況等を把握するため、昨年 8 月から本年 7 月までの直近 1 年間の支給実績についても調査した。

本年の調査完了率は、民間事業所の理解を得て、89.8%と非常に高いものとなり、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものといえる。

その主な調査結果は、次の(1)～(4)のとおりである。

なお、後記 4 のとおり、公民給与の比較方法の見直しを行うことから、本年の職員給与と民間給与の比較に用いる民間の調査結果は、企業規模 100 人以上の事業所におけるものとする。

(1) 職種別給与

民間事業所における本年 4 月の事務・技術関係職種等に該当する従業員 6,169 人の給与について調査したところ、参考資料第 16 表のとおりとなっている。

（参考資料第 16 表参照）

(2) 初任給

民間事業所における事務・技術系新規学卒者の本年4月の初任給について調査したところ、その平均月額、次の表のとおりとなっている。

職 種	学 歴	初任給（規模計（100人以上））
新卒事務員・技術者計	大 学 卒	234,410
	短 大 卒	213,022
	高 校 卒	194,950

注 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

（参考資料第 17 表参照）

(3) 給与改定の状況

民間事業所における給与改定の状況について調査したところ、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は 77.4%（昨年 74.1%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は 0.0%（同 1.9%）となっている。

役職段階	項 目 企業規模	ベースアップ	ベース改定中止	ベースダウン	ベース改定の 慣 行 な し
		%	%	%	%
係 員	規模計（100 人以上）	77.4	2.8	0.0	19.8
	500 人以上	84.2	0.0	0.0	15.8
	100 人以上 500 人未満	70.0	5.8	0.0	24.2
	【参考】 50 人以上 100 人未満	66.7	0.0	0.0	33.3
課長級	規模計（100 人以上）	65.5	5.2	0.0	29.4
	500 人以上	65.6	0.0	0.0	34.4
	100 人以上 500 人未満	65.3	10.5	0.0	24.2
	【参考】 50 人以上 100 人未満	66.7	0.0	0.0	33.3

注 ベース改定の慣行の有無が不明およびベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

なお、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 とならない場合がある。

（参考資料第 22 表その 1 参照）

また、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は 89.8%（昨年 89.2%）となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は 34.6%（同 31.2%）、減額となっている事業所の割合は 6.4%（同 2.2%）となっている。

項 目							定期昇給中止	定期昇給制度なし
役職段階	企業規模	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施	増額	減額	変化なし		
係 員	規模計 (100人以上)	%	%	%	%	%	%	%
	500人以上	89.8	89.8	34.6	6.4	48.8	0.0	10.2
	100人以上 500人未満	91.4	91.4	32.6	9.1	49.6	0.0	8.6
	【参考】 50人以上 100人未満	88.0	88.0	36.9	3.3	47.8	0.0	12.0
課長級	規模計 (100人以上)	83.3	83.3	33.3	8.3	41.7	0.0	16.7
	500人以上	83.3	78.0	31.2	4.0	42.8	5.3	16.7
	100人以上 500人未満	86.0	84.0	33.7	4.9	45.5	1.9	14.0
	【参考】 50人以上 100人未満	80.6	71.8	28.6	3.1	40.1	8.8	19.4
	規模計 (100人以上)	78.6	71.4	28.6	7.1	35.7	7.1	21.4
	500人以上	83.3	78.0	31.2	4.0	42.8	5.3	16.7
	100人以上 500人未満	86.0	84.0	33.7	4.9	45.5	1.9	14.0
	【参考】 50人以上 100人未満	80.6	71.8	28.6	3.1	40.1	8.8	19.4

注 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定およびベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

(参考資料第22表その2参照)

(4) 通勤手当

民間事業所における自動車使用者に係る通勤手当の支給状況を調査したところ、距離段階別定額制における手当の平均額は、次の表のとおりとなっている。

距離（片道）	5km	10km	20km	30km	40km	50km
支給月額	3,959 円	7,470 円	14,574 円	21,579 円	28,339 円	34,598 円
距離（片道）	60km	70km	80km	90km	100km	
支給月額	43,327 円	51,061 円	58,093 円	66,151 円	73,434 円	

注1 当該距離段階を設定している事業所を対象に集計した平均支給額である。

2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

(参考資料第19表その2参照)

(5) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合は、平均給与月額との4.63月分となっている。

区 分		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
項 目		円	円
平均所定内給与月額	下半期 (A1)	378,880	323,226
	上半期 (A2)	387,642	335,297
特別給の支給額	下半期 (B1)	896,894	690,429
	上半期 (B2)	874,790	725,709
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	2.37 月分	2.14 月分
	上半期 (B2/A2)	2.26	2.16
	年間計	4.63	4.30
	年間の平均	4.63 月分	

注1 下半期とは令和6年8月から令和7年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を公務員の人員構成に合わせて求めたものである。

3 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

4 後記4の見直しを行わなかった場合の年間の平均は、4.60月分である。

(参考資料第20表参照)

4 公民給与の比較方法の見直し

公民給与の比較に当たっては、広く民間企業の状況を反映させるとともに、職務・職責に照らして、適切な比較対象を設定することが必要であり、国における官民給与の比較方法の見直しも踏まえ、比較対象企業規模を100人以上とする。なお、この見直し後の民間企業の役職段階と公務の職務の級の対応関係は、次の表に示すとおりである。

特別給の公民比較についても、月例給における比較対象企業規模との整合性を考慮し、同様の見直しを行う。

民間企業の役職段階と公務の職務の級の対応関係

職務の級	民間企業	
	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所
9級	支店長、工場長、部長、部次長	
8級	課長	支店長、工場長、部長、部次長
7級		
6級	課長代理	課長
5級		
4級	係長	課長代理
3級		係長
2級	主任	主任
1級	係員	係員

5 職員の給与と民間従業員の給与の比較

(1) 月例給

前記の職員給与等実態調査および職種別民間給与実態調査の結果に基づき、行政職給料表適用職員（新規採用者等を除く。平均年齢 41.4 歳）と、その職務の種類、責任の度合、年齢、学歴等が同等と認められる民間事業所の従業員（新規採用者等を除く。）について、相互の給与を対比させ精密に比較したところ、次の表に示すとおり、本年 4 月において、職員給与が民間給与を 1 人当たり平均にして 11,776 円（3.06%）下回っていた。

職員の給与と民間従業員の給与の較差

民間従業員の給与 (A)	職 員 の 給 与 (B)	公 民 較 差 (A - B) (円) $\left[\frac{A-B}{B} \times 100 \right] (\%)$
396,557円	384,781円	11,776円 (3.06%)

注 1 (A)は、「きまって支給する給与」から時間外手当および通勤手当を減じた額である。

2 (B)は、給料、扶養手当、地域手当のほか、住居手当、管理職手当等を含み、時間外勤務手当、通勤手当等は含まない。

3 前記 4 の見直しを行わなかった場合の公民較差は、10,394 円（2.70%）である。

(2) 特別給

本年の「職種別民間給与実態調査」の結果、昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間に於いて、民間事業所で支払われた特別給は、年間で所定内給与月額 of 4.63 月分に相当しており、職員の期末手当および勤勉手当の年間の平均支給月数（4.60 月）が民間事業所の特別給の支給割合を 0.03 月分下回っていた。

6 本県職員の給与と国家公務員および他の都道府県職員の給与の比較

昨年 4 月 1 日現在の国における行政職俸給表(一)適用職員と本県の行政職給料表適用職員の学歴別、経験年数別の俸給（給料）の月額について、職員構成が国家公務員と同一であるものとして算出したラスパイレズ指数は 99.6、地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するための地域手当補正後のラスパイレズ指数では 97.9 であり、国家公務員の水準を下回っている。

なお、地域手当補正前の同年のラスパイレズ指数は、近畿 6 府県は 99.1～100.4、47 都道府県の平均は 99.7 であった。

7 物価および生計費

本年 4 月の消費者物価指数（総務省）は、昨年 4 月に比べ全国で 3.6%、大津市で

2.9%上昇している。

また、本委員会が本年4月現在で算定した大津市における2人世帯、3人世帯および4人世帯の標準生計費は、それぞれ165,600円、195,880円および226,160円となっている。

(参考資料第25表参照)

8 人事院の報告・勧告の概要

人事院は、本年8月7日に国会および内閣に対して、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づき、公務員人事管理について報告するとともに、一般職の職員の給与について報告および勧告を行った。

これらの概要は別紙のとおりである。

9 給与の改定

(1) 本年の民間給与との較差等に基づく給与改定

ア 月例給

本委員会は、以上に報告した職員の給与および民間事業所従業員の給与ならびに物価および生計費、さらには国家公務員の給与改定等の諸事情を勘案し、職員の給与について、次のとおり改定を行う必要があるものと認める。

現行の各給料表については、民間との給与比較を行っている行政職給料表は、本年の民間給与との給与較差をはじめ、地方公務員法に規定する給与決定の諸条件を考慮すれば、国家公務員の俸給表に準じて改定することが適当である。

なお、行政職以外の給料表についても、国家公務員の俸給表に準じて改定するとともに、高等学校等教育職給料表ならびに小学校および中学校等教育職給料表については、全国人事委員会連合会において策定した「モデル給料表」に基づき改定することが適当である。

医師および歯科医師に対する初任給調整手当については、これまでの取扱いを踏まえ、人事院勧告に準じて改定することが適当である。

イ 特別給（期末手当および勤勉手当）

期末手当および勤勉手当については、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き上げることが適当である。期末手当と勤勉手当の割振りおよび期別の支給月数については、人事院勧告に準じて改定することが適当である。また、定年前再任用短時間勤務職員および特定任期付職員の期末手当および勤勉手当ならびに任期付研究員の期末手当についても同様に支給月数を引

き上げることとする。

(2) 諸手当の見直し

ア 通勤手当

通勤手当のうち、自動車を使用する場合の手当額および駐車場を利用する場合の加算額については、人事院勧告、民間事業所の支給状況および本県の実情を考慮の上、改定する必要がある。

自動車を使用する場合の手当額については、令和7年4月に遡及して現行の距離区分の手当額を引き上げることが適当である。

そのうえで、令和8年4月から、新たな距離区分を設け、各使用距離区分の手当額を次のとおりとすることが適当である。

使用距離（片道）	手当額
片道5キロメートル未満	3,900 円
片道5キロメートル以上 10 キロメートル未満	5,700 円
片道10キロメートル以上 14 キロメートル未満	8,100 円
片道14キロメートル以上 18 キロメートル未満	10,600 円
片道18キロメートル以上 22 キロメートル未満	13,100 円
片道22キロメートル以上 26 キロメートル未満	15,600 円
片道26キロメートル以上 30 キロメートル未満	18,100 円
片道30キロメートル以上 34 キロメートル未満	20,600 円
片道34キロメートル以上 38 キロメートル未満	23,100 円
片道38キロメートル以上 42 キロメートル未満	25,700 円
片道42キロメートル以上 46 キロメートル未満	28,300 円
片道46キロメートル以上 50 キロメートル未満	30,900 円
片道50キロメートル以上 54 キロメートル未満	33,500 円
片道54キロメートル以上 58 キロメートル未満	36,100 円
片道58キロメートル以上 62 キロメートル未満	38,700 円
片道62キロメートル以上 66 キロメートル未満	41,300 円
片道66キロメートル以上 70 キロメートル未満	44,100 円
片道70キロメートル以上 74 キロメートル未満	46,900 円
片道74キロメートル以上 78 キロメートル未満	49,700 円
片道78キロメートル以上 82 キロメートル未満	52,500 円
片道82キロメートル以上 86 キロメートル未満	55,300 円

片道 86 キロメートル以上 90 キロメートル未満	58,100 円
片道 90 キロメートル以上 94 キロメートル未満	60,900 円
片道 94 キロメートル以上 98 キロメートル未満	63,700 円
片道 98 キロメートル以上 102 キロメートル未満	66,400 円
片道 102 キロメートル以上	69,100 円

また、駐車場等を利用する場合の加算額の限度は、自動車駐車場については 5,000 円、自転車等駐車場については 1,500 円とし、それぞれの範囲内で 1 か月当たりの料金に相当する額を支給することが適当である。

併せて、1 か月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、交通用具に係る通勤手当の額（自動車駐車場または自転車等駐車場を利用する場合の加算額を含む。）および新幹線鉄道等に係る通勤手当の額を合算した額の限度を 150,000 円とすることが適当である。

これらの改定については、令和 8 年 4 月から実施することが適当である。

加えて、職員に対して適時適切に通勤手当を支給するため、人事院勧告に準じて、採用日等から通勤手当を支給できるよう見直すことが適当である。

イ 特勤勤務手当等

特勤勤務手当および特勤勤務手当に準ずる手当については、人事院勧告に準じた見直しを行うことが適当である。

ただし、特勤勤務手当と地域手当との調整措置については、本県の実情を踏まえ、これまでと同様に調整措置を講じることが適当である。

ウ 宿日直手当

宿日直手当については、人事院勧告に準じた引上げを行うことが適当である。

(3) 教員給与の見直し

公立学校の教員の処遇改善を図るため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（以下この項において「改正法」という。）が本年 6 月に成立した。

改正法では、教職調整額の基準とする額を令和 8 年 1 月から段階的に引き上げることとされており、本県においても教職調整額を段階的に引き上げることが適当である。

併せて、職務の級が 3 級または 4 級である教育職員の給料月額について、加算措置を行うことが適当である。

また、義務教育等教員特別手当について、改正法で校務類型に応じて支給することとされたほか、国において支給額の水準を見直す方針が示されており、全国人事委員会連合会において「モデル手当額」が示されたところである。法改正の趣旨等を踏まえ、適切な対応を検討する必要がある。

(4) その他

ア 職員の月例給与水準を適切に確保するための手当

人事院は、人材獲得競争が厳しくなる中、最低賃金の上昇が続いていることを踏まえ、採用市場での競争力を確保していくため、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を令和8年4月から措置することとした。

本県において、現時点で月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る例はないが、今後の国の法改正や他の地方公共団体の動向等を注視していく必要がある。

イ 職務・職責を重視した新たな給与体系の構築

人事院は、本年の公務員人事管理に関する報告等において、職務・職責を重視した新たな給与体系に移行するため、令和8年夏に措置の骨格を、令和9年夏に具体的な措置内容を報告できるよう、勤務時間や任用など他の制度と一体で見直しを進めるとした。本県の実情を踏まえて対応を検討する必要があるため、国の動向を注視していく必要がある。

なお、人事院は、これに先行して、職務給の原則の下、採用の種類や年次にとらわれない職務・職責を基準とした給与制度・運用は重要であり、これに見合った給与処遇の確保を引き続き推進していくため、在級期間に係る制度を廃止するとした。

本県においても、同様に在級期間に係る制度を廃止することが適当である。

Ⅱ 人事管理に関する事項

1 人材の確保・定着

近年、少子高齢化により生産年齢人口が減少する中、民間企業の高い採用意欲等を背景として、採用試験の受験者数は減少傾向が続いており、令和6年度の大学卒業程度試験の競争倍率は過去最低の2.8倍となった。

このため、令和7年度から大学卒業程度試験（行政職）の先行実施枠を新設し、受験者の負担軽減を図るため、従来型の教養試験に代えて、民間企業で広く採用されて

おり特別な公務員試験対策が不要な能力検査を、初めてテストセンター方式で実施した。

その結果、先行実施枠（行政職）は 693 名が受験し、これを含めた令和 7 年度の大学卒業程度試験の受験者数は 984 名で対前年度比 547 名増、競争倍率は 6.1 倍で対前年度比 3.3 ポイント増と大きな成果があった。

しかしながら、令和 5 年度から先行実施枠を導入した総合土木を含む技術系職種の競争倍率は過去最低の 1.7 倍まで低下し、4 職種で採用予定人員を確保できない事態となり、今後も人材確保は極めて厳しい状況が続く見込みである。

また、複数の就職情報会社の調査によると、新規学卒者の採用充足率は令和 4 年卒から令和 7 年卒にかけて 10 ポイント以上減少しており、新規学卒者のみで必要数を満たすことは困難な時代を迎え、社会人採用の重要性がますます高まっている。

さらに、民間企業との人材獲得競争の激化や公務志望者の減少に加え、国家公務員の採用試験においても人材確保策として地元志向の学生を取り込むための新たな仕組みの導入が検討されるなど、国や他の地方公共団体等で採用試験等の見直しが進められており、行政職を含めて本県の人材確保も一層困難になると見込まれる。

これらに対応するため、より危機感とスピード感を持って試験制度を抜本的に見直し、新たなフェーズに進める必要がある。

具体的には、受験機会の拡充、都合の良い期日・場所で受験できるテストセンター方式の拡大のほか、特に採用が困難な技術系職種について、民間企業における内定時期の早期化等を踏まえた試験実施時期の更なる前倒し、大学 3 年生も受験可能な試験の新設、教養試験・専門試験の廃止などの検討を進めているところである。

これらの見直しに当たっては、適切な能力実証の担保に留意するとともに、新たな試験制度について十分周知・発信ができるよう、採用広報の強化に努める必要がある。

また、いわゆる「売り手市場」が続く中、滋賀県庁が学生等から「選ばれる」組織になることが重要である。近年では採用辞退者数が増加しており、職務の専門性に魅力を感じ国家公務員を選択する採用辞退者が多い傾向となっている。令和 6 年度の大学卒業程度試験（行政職）では採用辞退率が 33.3%に上り、採用予定者数を確保できなかったため、8 年ぶりに特別募集を行う事態となった。

受験者の確保と採用辞退の抑制に向けて、県職員は県全域をフィールドに多様な角度から豊かな未来をつくることができること、様々な業務経験を積んで自らの適性を見極めたのちに専門分野で長く従事するなど、自らの可能性を広げながら成長できる

ことといった、滋賀県職員のやりがいや魅力、県ならではの強みを意識した発信を、各種就職セミナーやSNS、個別相談などあらゆる方法で展開する必要がある。

任命権者においては、県庁をより一層働きやすく魅力ある職場にしていくとともに、採用辞退理由を踏まえ、合格者のニーズに応じたきめ細かく手厚いフォローアップを行うとともに、自らのキャリアデザインをイメージできる情報発信など、さらに取組を充実させる必要がある。

任命権者において実施しているインターンシップや職場・現場見学は、実際に職場の雰囲気や滋賀県職員の仕事内容を知ってもらい志望度やマッチングの向上につなげるための非常に有効な機会であり、より多くの学生の参加を促進するため、実施方法等をさらに工夫しながら、引き続き全庁を挙げて取り組む必要がある。

質の高い行政サービスを持続的・安定的に提供していくためには、人材確保と併せてミスマッチによる若手職員の離職防止も重要である。

本県では令和3年度頃から20代・30代の若手職員の離職が著しく増加している。国や就職情報会社のアンケート調査によると、若手職員の主な離職理由として、労働環境や処遇面のほか、職場の人間関係の悪さ、仕事内容に対する不満、仕事のやりがいや成長実感のなさなどが挙げられている。

本委員会としては、学生等が知りたい情報をより丁寧かつ正確に情報発信することで、実際の職務内容や職場の状況をしっかりと理解してもらい、ミスマッチによる離職の未然防止につなげていく。

任命権者においては、若手職員が業務経験を通じて自らの成長を実感しキャリア形成の展望を持てるよう、上司が面談等を通じて一人ひとりの希望、能力や適性、将来性などを踏まえ職員の成長を促すキャリアデザインの機会づくりや人事異動・業務分担の工夫をするとともに、ワーク・ライフ・バランスを実現できる職場づくりの推進、風通しの良い職場風土の醸成など、若手職員の定着とワーク・エンゲージメント向上に向けて引き続き取り組むことが重要である。

また、若手職員だけでなく社会人採用の職員についても、公務職場に円滑に対応し、それまでのキャリアを県政に十分生かすことができるよう、引き続き、きめ細かなOJT、メンター制度・サポーター制度などの育成支援が必要である。

2 全ての職員の活躍推進（県庁力の最大化）

複雑化・多様化する行政需要に的確に対応し質の高い行政サービスを提供するためには、年齢や性別、性的指向および性自認、障害の有無、育児や介護といった様々な

事情を問わず、職員一人ひとりがそれぞれの能力を十分に発揮し、互いに支え合いながら県庁力を最大化することが重要である。

任命権者においては、誰もが心理的安全性を確保され、安心して挑戦できる職場づくりや、活発にコミュニケーションできる風通しの良い組織風土の醸成、若手職員から管理職員まで各役職段階に応じた切れ目のない人材育成に取り組む必要がある。また、「滋賀県職員の志（パーパス）」の理解と共感や、職員が自ら主体的に学べる環境整備を通じて、職員がやりがいや誇りを実感し意欲を高めることができるよう取り組むことも求められる。

特に係長や管理職員は、部下職員一人ひとりの能力開発の現状と可能性を把握し、職場におけるOJTや適切なマネジメント等によって、職員の人材育成やチーム力の向上を促すという重要な役割を担っていることから、研修等を通じて人材育成スキルを磨き続ける必要がある。

また、若手職員について、新規採用職員研修の充実や民間企業交流研修の新規実施などを通じて人材育成を行うことに加え、ジョブチャレンジ制度など希望する職員がチャレンジ精神を持って仕事に取り組める機会を充実させ、早い段階から適性や能力をより一層発揮できる環境を整備することや、係長を補佐する中堅職員の育成を進めることも必要である。

併せて、人事評価制度については、評価の客観性・公平性を確保するため、評価者研修等を工夫して実施するとともに、目標設定面談やフィードバック面談だけでなく、日頃から管理職員と部下職員が十分にコミュニケーションを図り、職員の努力や成果を公平・公正に評価することや、キャリアの振り返りと展望について面談を行い、キャリアの実現をサポートすることで、職員が自らの適性や能力をより一層発揮し、更なる成長に向けて意欲を高めることが重要である。

障害者雇用については、法定雇用率を念頭に計画的な採用に努めるとともに、障害を有する職員が能力を発揮し、やりがいをもって継続的に活躍できるよう、任命権者において引き続き、個々の障害に応じた働きやすい職場環境の整備や相談窓口の周知等の取組を進めることが重要である。

女性職員の活躍推進については、女性活躍推進法改正により女性管理職比率等の公表が義務付けられることとされており、引き続き、特定事業主行動計画に掲げる目標の達成に向け、女性職員のキャリア形成支援・登用の推進や、男性職員の主体的な家事・育児参画の促進等に取り組む必要がある。

60 歳超の高齢層職員については、これまでの知識・経験を活用するとともに新たな行政課題にも対応しながら能力を発揮できるよう、求められる知識や技能の習得に向けた研修等の実施に取り組む必要がある。

会計年度任用職員については、引き続き職員が意欲を持って働き、組織において期待される役割を果たせるよう、適性や能力に応じた活躍推進に努める必要がある。

3 働き方改革の推進と心身ともに健康に働ける職場環境の構築

(1) 長時間労働の是正等

長時間に及ぶ時間外勤務は、職員の健康を害することはもとより、業務効率の低下を招き、仕事と家庭生活の両立支援の妨げとなり、ひいては人材確保にも悪い影響を与えることから、早急に解決しなければならない問題である。

知事部局においては、令和 6 年度の時間外勤務は一人あたり月平均 17.0 時間と 3 年連続で減少しており、全庁的にみると、これまでに講じてきた人員体制の整備や業務の見直し・効率化など様々な方策の効果が一定表れている。

一方で、1 年間に労働基準法や人事委員会規則で原則として定める上限 360 時間を大幅に超え 550 時間を超えて時間外勤務をした職員は 117 名（全体の 3.8%）に上るほか、時間外勤務が一人あたり月平均 40 時間を上回る係等が 17 係等存在するなど、職員や所属、係によって働き方に相当の差が生じている。今なお長時間労働となっている職員が多数いることから、より一層の時間外勤務の縮減、とりわけ長時間に及ぶ時間外勤務の早急な是正が必要である。

また、年次有給休暇の取得促進についても、令和 6 年の知事部局等の取得実績は一人当たり年間平均 13.6 日と 4 年連続で増加しているものの、所属等により取得状況に大きな偏りが生じている状況であり、年次有給休暇は職員からの請求に基づいて与えられるものであるが、職員や所属、係により取得状況に著しい差が生じないよう引き続き取り組んでいく必要がある。

更なる時間外勤務の縮減や年次有給休暇の取得促進に向けては、まず、各職場において業務の更なる見直し、効率化を不断に行うことが必要であり、加えて組織として各職場での業務効率化を後押しできる体制の整備に取り組むことも求められる。生成 AI を含めデジタル技術の積極的な活用も有効であり、研修の実施等により全ての職員がデジタル技術を活用できるようにすることが重要である。

また、任命権者においては、業務量に応じた柔軟な人員配置や必要な人員の確保に努め、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の終了など、年度途中も含めた業務の進捗や終了に合わせて人的資源を必要な所属に的確にシフトさせていくことが重要である。

滋賀県行政経営方針においては、チームとして成果を上げ、県庁力の最大化を図る方向性が示されており、多様な職員がチームの中で持てる力を十分に発揮し、県庁組織として行政需要に的確に対応していけるよう、職員構成の変化にも対応した持続的で代替性のある業務執行体制を確保することも重要である。

特定の職員や係に業務負担が偏ることによる長時間労働を防ぐためには、所属長をはじめとする管理職員や係長が、状況の変化に応じた業務分担や人員配置の見直しを含め職場のマネジメントをより一層柔軟かつ適切に行うことが重要となる。

一方で、マネジメントの重要な担い手である係長について、任命権者が令和6年度に実施した職員アンケートの結果を見ると、他の職位と比べワーク・エンゲージメントの実現、レベルアップの意欲およびワーク・ライフ・バランスの実現が低い水準となっている。

その要因として、係長は、仕事と家庭生活の両立支援や人材育成を推進しつつ、自身の担当業務を含め係の業務を適切に遂行する役割を担っているが、近年、若手職員の増加等職員構成の変化や、働き方に対する価値観やライフスタイルの多様化により、係長の負担が増大していることが考えられる。

係のマネジメントをより有効に機能させるためにも、係長自身の担当業務の縮減を図るとともに、若手・中堅職員の積極的なフォローアップの発揮、上司・先輩等からのサポート等、所属内外での支え合いを進めることにより、係長を支援することが必要である。

任命権者においては、職員アンケートを毎年実施して職員の意識や職場の状況の把握に努めているところであるが、長時間労働の是正をはじめよりよい職場環境を構築するためには、引き続き、取組の成果や課題等を的確に把握し、更なる改善につなげることが重要である。

(2) 学校における働き方改革の推進

学校における働き方改革を推進し、長時間労働を是正することは、教員の健康管理や質の高い人材の確保に向けた喫緊の課題であるとともに、教員が心身ともに充

実した状態で児童生徒と接することにつながり、学校教育の質を向上し、よりよい教育を行うためにも重要な課題である。

教育委員会においては、これまでから超過勤務の縮減や教員不足の解消に向けた取組を推進してきたところであるが、令和6年度の県立中学校・高校の時間外在校等時間は一人当たり月平均 41.6 時間と、令和5年度の 42.8 時間より減少したとはいえ依然として長時間に及んでおり、引き続き教育委員会が中心となって、教育に関わる様々な主体とともに学校を支援していくことが必要である。

教育委員会においては、令和5年度から令和7年度までを計画期間とする「学校における働き方改革取組計画」に基づき、学校業務の見直しや効率化、部活動の負担軽減等に向けた取組を推進してきたところであるが、これまでの取組による成果と課題を検証したうえで、国から示された指針の内容を踏まえ、より実効性のある計画を策定し、学校における働き方改革を進める必要がある。

また、教員の職務は、子どもの成長に深く関わるという使命感や誇り、熱意に支えられており、社会の変化の中で学校が対応する課題が複雑化・困難化するとともに、新たな教育プログラムの実施等も含め、学校に求められる役割が広がっている一方で、業務の見直しが進んでおらず、管理職員も含め、教員が精一杯役割を果たそうとしていることが結果的に長時間労働につながっている側面も考えられる。

長時間労働の解消は、教員個人の努力や意識改革だけでは難しく、引き続き校長をはじめとした管理職員が休憩時間の付与や業務の持ち帰りの状況の把握を含め適切に業務や勤務時間の管理を行うとともに、教育委員会においても、多忙となりがちな学校の管理職員が職場環境の改善に十分な労力を割くことができるようサポートする取組を引き続き推進するなど、それぞれの学校で教員の労働環境の改善が継続的に行われる仕組みを拡充していく必要がある。

また、デジタル技術の活用等により学校業務を効率化するとともに、教員だけでなく事務職員や教員業務支援員等が一体となって連携・協働していくことも必要である。

併せて、適切な労働環境の下で学校運営が行われるよう、学校運営協議会等の場も活用し、保護者や地域住民も含めた多様な視点から学校における働き方改革を議論し、保護者等の理解や協力を得て進めていくことも重要な取組である。

さらに、全国的にも教員数の確保が困難な状況の中、本県においても慢性的に必要な教員数を確保できない状況が続いており、教員の負担が大きくなっている。教育委員会においては、引き続き適切な教員数の確保に向けた取組を着実に進めていく必要がある。

本年6月には、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置

法等の一部を改正する法律」が成立し、学校における働き方改革の一層の推進ならびに組織的な学校運営および指導の促進を図るため、いわゆる業務量管理・健康確保措置実施計画の策定等が義務付けられたほか、新たに「主務教諭」の職を置くことができることとされたところであり、適切な対応について検討することが求められる。

(3) 仕事と家庭生活の両立支援の推進

仕事と家庭生活の両立支援は、次世代の育成や女性活躍の推進の観点からも重要な取組であり、本県では、特定事業主行動計画に基づき、「一人ひとり すべての職員が いきいきと活躍できる 健やかな県庁」を目指して取り組んでいる。

中でも、近年取得が進んでいる男性職員の育児休業について知事部局の令和6年度の状況を見ると、令和5年度に続いて、取得を希望する者の育児休業取得率100%が達成された一方で、取得期間については6月以下が約8割を占め、取得者の全員が6月超であった女性と比べてかなり短い期間にとどまっている。

一人ひとりすべての職員が活躍する職場環境をつくるためには、性別等にかかわらず、希望する全ての職員が気兼ねなく希望する期間の休暇や休業を取得できる環境の整備が重要である。休暇等を取得した際に代替職員の確保により周囲の職員への負担の増大を防ぐこと等、職場環境の整備をさらに推進する必要がある。

また、国においては、育児や介護など様々な事情を抱える中でも職員が継続して活躍していくための措置について、勤務時間や休暇制度等の更なる見直しも検討するとされており、その動向を注視しながら、本県における両立支援の取組を進めていく必要がある。

選択的週休3日制度を含むフレックスタイム制度については、国において令和7年度から原則として全ての職員が利用できることとされたところであり、育児・介護等の事情を抱える職員や地域活動・自己啓発等に積極的に取り組もうとする職員等がより柔軟に働くことができる環境を整備する観点から、職場の実情等を踏まえながら、本県における導入について検討する必要がある。

(4) 職員の健康確保

本県では、職員の健康を第一に考え、身体健康や心の健康も合わせた総合的でバランスの取れた健康づくりの実現に取り組んできたが、知事部局で令和6年度に精神疾患により30日以上勤務を離れて療養した職員は80名と高止まりの状況が続いており、そのうち新たに療養を開始したものは34名となっている。

メンタルヘルス不調で療養に至る理由としては、業務への不適応、採用や異動、人間関係が多くなっており、新たに療養を開始した職員の中では、新規採用職員を含め、20代や30代といった若手の職員の割合が高くなっている。

メンタルヘルス不調は、当事者はもとより組織にとっても重大な課題であり、知事部局においては新規採用職員の全員を対象としたカウンセリング面談等の取組がなされているところであるが、未然防止や早期対応には、職場内での良好なコミュニケーションも重要である。

新規採用や人事異動、業務の担当替えといった環境の変化のあった職員をはじめ、一人ひとりの職員の業務遂行や日頃の様子を互いに見守るなど、安全配慮義務を負う管理職員だけでなく職場全体で対策を意識することが重要である。

また、適切な勤務間のインターバルにより睡眠時間を含む生活時間を十分に確保することは、心身の健康の維持のために不可欠であるとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けても重要であり、公務職場の魅力向上や公務能率の一層の向上につながることも期待される。

国家公務員においては令和6年4月から11時間を目安として勤務間インターバルを確保することが努力義務とされている。

知事部局においては、平成30年7月から勤務間インターバルの確保に向けた取組が実施され、午後10時以降の時間外勤務を原則として禁止するとともに、やむを得ず時間外勤務をした場合には翌日に遅出勤務を可能とすることにより勤務間インターバルの確保に配慮することとされているところであるが、必ずしも十分に確保されているとはいえない状況が見受けられる。職員の健康を守るため、管理職員を含む各職員が11時間を目安として勤務間インターバルを確保できるよう一層の取組が必要である。

(5) ハラスメントの防止

職場におけるハラスメントは、職員の尊厳を侵害し勤労意欲を減退させるものであり、心身の健康に悪影響を及ぼすとともに、職場の秩序を乱し、県政の効率的な運営を妨げる重大な問題である。

令和6年度に任命権者が実施したアンケートによると、「ハラスメントを受けていると感じる」と答えた職員が9.7%おり、本委員会が実施している職員からの苦情相談においてもハラスメント関連の相談の割合は高く、令和6年度は全体の60.0%を占めており、引き続き、ハラスメントの防止に取り組む必要がある。

ハラスメントを防止するためには、日頃の挨拶やこまめな声掛け等により職場内

で良好なコミュニケーションを形成するとともに、各種ハラスメントの防止等に関する指針の内容を管理職員だけでなく全ての職員が正しく理解し、互いの意見や立場を尊重して行動することが重要である。引き続き相談窓口の周知や更なる充実に努めるとともに、相談しやすい雰囲気醸成やハラスメントを起こさない職場環境の確立が必要である。

カスタマーハラスメントについては、公務においても、行政サービスの利用者等からの言動もハラスメントになり得るものと認識し、暴行、脅迫、ひどい暴言、著しく不当な要求等の著しい迷惑行為に対しては毅然とした対応が求められ、組織として、職員を守る取組が必要となる。

知事部局においては、令和6年8月から名字のみの名札の着用が可能となっており、本年4月には県庁舎等の秩序を乱し、公務の円滑な遂行を妨げ、職員等や来庁者の権利を侵害するおそれのある撮影、録音、録画、放送等が禁止されるなど、取組が進められているところであるが、改正労働施策総合推進法に基づき、今後、国が指針を策定・公表することとされており、国や他の地方公共団体の取組を参考としながら、引き続き組織としての対応に取り組む必要がある。

4 公務員倫理の徹底

職員は、県民全体の奉仕者として、自らの行為が県政に対する県民の信頼に影響を与えることを強く認識し、勤務時間の内外を問わず、法令を遵守しなければならないことはもちろんのこと、高い倫理観を持って行動することが求められる。

本委員会としても繰り返し公務員倫理の徹底を求めてきたところであるが、本年においても、酒気帯び運転や同僚職員への暴言などによる職員の懲戒処分事案が発生していることは極めて遺憾である。

任命権者においては、「滋賀県職員倫理規程」や「滋賀県職員コンプライアンス指針」等を策定し、職員としての判断や行動のあり方を示すとともに、チェックシートを活用した自己点検などによる規範意識の向上、研修や折々の通知による綱紀粛正が図られてきたところである。

しかしながら、依然として不祥事が後を絶たないことから、任命権者において引き続き再発防止に取り組むことが必要であり、また、全ての職員が自分事として己を省みる真摯な姿勢が求められる。

本委員会としては、職員一人ひとりが相互に注意を喚起し、高い倫理観と使命感を持ってその職務に精励することを切に望むものである。

Ⅲ 給与勧告実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、公務員が労働基本権を制約されていることに対する代償措置として設けられたものであり、職員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を実現する機能を有するものである。

本委員会は、本年の給与勧告に当たり、様々な角度から慎重に検討を重ねた結果、民間給与との較差を解消するための月例給および特別給の引上げを行うとともに、本県の実情を踏まえつつ、国に準じて諸手当等を見直し、また、法改正を踏まえて教員の給与について見直す内容の勧告としたところである。

県議会および知事におかれては、人事委員会の給与勧告制度の果たす役割に深い理解を示され、職員の適正な処遇が確保されるよう要請する。

令和7年 人事院勧告・報告の概要

激しい人材獲得競争を勝ち抜くため、改革を次のフェーズへ

人事院が実現する「これから」の公務

高い使命感とやりがいを持って働ける公務

- ・ 国家公務員行動規範の周知・啓発
- ・ 府省横断チームによる公務のブランディング

実力本位で活躍できる公務

- ・ 職務・職責をより重視した給与体系を含む、新たな人事制度の構築に向けて、給与、勤務時間、任用等を一体的に検討

【R8年度に骨格、R9年度に具体的内容を報告】

- ・ 採用市場での競争力確保のため、官民給与の比較対象を見直し
- ・ 業務の特殊・困難性の高まりに伴い本府省業務調整手当を拡充
- ・ 職務・職責に見合った処遇確保のため、在級期間に係る制度を廃止

【R7年度から先行して実施】

働きやすさと成長が両立する公務

- ・ 月100時間超等の超過勤務最小化に向け、各府省の実情に応じた伴走支援や調査・指導の強化

【R7年度から実施】

- ・ 自己実現や社会貢献につなげるような兼業制度(自営兼業)の見直し

【R8年度から施行】

- ・ 様々な事情を抱えた職員の活躍を支えるための無給休暇の導入

【R8年度に措置内容を報告】

- ・ 国家公務員の「能力一覧」を作成し、人材の育成や確保に活用

【R7年度に作成】

誰もが挑戦できる開かれた公務

- ・ 経験者採用試験におけるCBT(オンライン試験)の導入
【R8年度に試行試験、R9年度に導入】
- ・ インターンシップを活用した早期選考の実施に向けた環境整備
【R8年度から実施】

- ・ 柔軟なアルムナイ採用のための能力実証方法や公募手続の簡素化
【R8年度から実施】

- ・ 技術系人材の確保に特化した採用ルートの整備
【R8年度に具体像の提示】

～世界に誇れる社会を作り、未来につなげるために～

令和7年 人事院勧告・報告の概要

官民給与の比較方法の見直し

- 行政課題の複雑化・多様化や厳しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較
 - 比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に引上げ
 - 本府省職員との対応関係を東京23区・本店の企業規模「500人以上」から「1,000人以上」に引上げ
- ➡ 令和7年は見直し後の方法で比較。月例給は、生じた較差を解消するため、次のとおり改定

月例給

官民較差:15,014円(3.62%)

[令和7年4月分の民間給与を調査して官民比較] 【令和7年4月実施】

● 俸給

- 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ
【総合職(大卒)】 242,000円(+5.2% [+12,000円]) 【一般職(大卒)】 232,000円(+5.5% [+12,000円])
【一般職(高卒)】 200,300円(+6.5% [+12,300円])
- 若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定
 - ※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3%
 - ※ 官民較差はいわゆる「ペア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約5.1%の給与改善

● 本府省業務調整手当

- 幹部・管理職員を新たに支給対象に加え、51,800円を支給
- 課長補佐級の手当額を10,000円、係長級以下の手当額を2,000円引上げ

● 特地勤務手当等

- 著しく不便な地に所在する官署(特地官署等)に勤務する職員に支給される特地勤務手当と他の手当との減額調整を廃止
- 特地官署等への採用に伴い転居を行った職員を手当の支給対象に追加

令和7年 人事院勧告・報告の概要

ボーナス

〔直近1年間(令和6年8月～令和7年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較〕

✓ 支給月数の改定【令和7年4月実施】

年間 4.60 月分 → 4.65 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.025月分引上げ

■ 職務・職責をより重視した新たな給与体系に移行するため先行して行う見直し

- ①官民給与の比較方法、②本府省業務調整手当、③特勤手当等の見直し(以上前掲)のほか、
- ④昇格前の級に一定期間在級することを求める制度(在級期間表)を廃止

【①は令和7年の官民給与比較から実施、②及び③は令和7年4月実施、④は令和8年4月実施】

■ その他の主な給与制度の見直し

通勤手当【②は令和7年4月実施、①及び③は令和8年4月実施】

- ① 自動車等使用者について、65km以上から100km以上までの区分(5km刻み)を新設(上限66,400円)
- ② 現行の「60km以上」までの距離区分についても、民間の支給状況等を踏まえ、200円から7,100円までの幅で引上げ
- ③ 1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設

職員の月例給与水準を適切に確保するための措置【令和8年4月実施】

人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置

別記第2

勸告

本委員会は、別記第1における報告および諸資料に基づき、職員の給与について、次のように措置することを勧告する。

1 改定の内容

(1) 給料表

ア 給料表については、別表のとおり改定すること。

イ 高等学校等教育職給料表または小学校および中学校等教育職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級または4級である教育職員の給料月額は、それぞれの給料表の額に次の表の給料表および職務の級の区分に応じた加算額を加えた額とすること。

給料表	職務の級	加算額
高等学校等教育職給料表	3級	11,500 円
	4級	3,800 円
小学校および中学校等教育職給料表	3級	11,500 円
	4級	4,000 円

(2) 諸手当

ア 医師および歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院が国家公務員について行った勧告に準じて改定すること。

イ 期末手当および勤勉手当については、次のとおり改定すること。

(ア) 令和7年12月期の支給割合

a b、cおよびd以外の職員

期末手当の支給割合を1.275月分とし、勤勉手当の支給割合を1.075月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、期末手当の支給割合を0.725月分とし、勤勉手当の支給割合を0.525月分とすること。

b 特定幹部職員

期末手当の支給割合を1.075月分とし、勤勉手当の支給割合を1.275月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、期末手当の支給割合を0.625月分とし、勤勉手当の支給割合を0.625月分とすること。

c 特定任期付職員

期末手当の支給割合を0.975月分とし、勤勉手当の支給割合を0.9月分とす

ること。

d 任期付研究員

期末手当の支給割合を 1.775 月分とすること。

(イ) 令和 8 年 6 月期以降の支給割合

a b、c および d 以外の職員

6 月および 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.2625 月分とし、6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.0625 月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、6 月および 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.7125 月分とし、6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.5125 月分とすること。

b 特定幹部職員

6 月および 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.0625 月分とし、6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.2625 月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、6 月および 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.6125 月分とし、6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.6125 月分とすること。

c 特定任期付職員

6 月および 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.9625 月分とし、6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.8875 月分とすること。

d 任期付研究員

6 月および 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.75 月分とすること。

ウ 通勤手当については、次のとおり改定すること。

(ア) 自動車を使用する場合の支給限度額を月額 69,100 円とすること。

ただし、令和 8 年 3 月 31 日までの間の支給限度額は月額 41,300 円とすること。

(イ) 自動車駐車場を利用する場合の駐車料金の加算限度額を月額 5,000 円とすること。

(ウ) 1 か月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、交通用具に係る通勤手当の額（自動車駐車場または自転車等駐車場を利用する場合の加算額を含む。）および新幹線鉄道等に係る通勤手当の額を合算した額の限度を 150,000 円とすること。

エ 特地勤務手当に準ずる手当については、新たに職員となり特地公署または準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員に対しても支給すること。

オ 宿日直手当については、勤務 1 回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は 5,500 円、人事委員会規則で定める管理または監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務は 7,900 円（執務時間が通常の執務日の 2 分の 1 の時間である

日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ8,100円、11,700円)に、常直勤務に係る支給月額の限度を23,500円に改定すること。

(3) 教員給与の見直し

教職調整額の支給割合を100分の10とすること。ただし、令和8年1月1日から令和12年12月31日までの間における教職調整額の支給割合は次の表のとおりとすること。

期 間	支給割合
令和8年1月1日～令和8年12月31日	100分の5
令和9年1月1日～令和9年12月31日	100分の6
令和10年1月1日～令和10年12月31日	100分の7
令和11年1月1日～令和11年12月31日	100分の8
令和12年1月1日～令和12年12月31日	100分の9

2 改定の実施時期

(1) 改定の時期

この改定は、令和7年4月1日から実施すること。ただし、1(2)イ(ア)については同年12月1日から、1(1)イおよび1(3)については令和8年1月1日から、1(2)イ(イ)ならびに1(2)ウ(イ)および(ウ)については令和8年4月1日から実施すること。

(2) 経過措置

1(2)エについて、所要の措置を講じること。

(別表)

ア 行政職給料表

職員 の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600		
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100		
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600		
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100		
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400		
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700		
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900		
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100		
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400		
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700		
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900		
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100		
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900		
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700		
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500		
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100		
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700		
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300		
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900		
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600		
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400		
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800		
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500		
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000		
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400		
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800		
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200		
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600		
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900		
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200		
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500		
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800		
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100		
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400		
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700		

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000		
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100			
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400			
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700			
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900			
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200			
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400			
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700			
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900			
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200			
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500			
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800			
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000			
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300			
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600			
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800			
	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000			
	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300			
	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600			
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800			
	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000			
	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300			
	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600			
	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800			
	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000			
	70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300			
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600			
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800			
	73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000			
	74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300				
	75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600				
	76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800				
	77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000				
	78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300				
	79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600				
	80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800				
	81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000				
	82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300				
	83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600				
	84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800				
	85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000				
	86	266,200	305,800	355,700						
	87	266,500	306,100	356,100						
	88	266,800	306,400	356,500						

	89	267,100	306,700	356,700						
	90	267,400	307,000	357,100						
	91	267,700	307,300	357,500						
	92	268,000	307,600	357,900						
	93	268,300	307,800	358,100						
	94		308,000	358,400						
	95		308,300	358,800						
	96		308,700	359,100						
	97		308,900	359,400						
	98		309,200	359,800						
	99		309,500	360,200						
	100		309,900	360,600						
	101		310,100	361,100						
	102		310,400	361,500						
	103		310,700	361,900						
	104		311,000	362,300						
	105		311,200	362,800						
	106		311,500	363,200						
	107		311,800	363,500						
	108		312,100	363,800						
	109		312,300	364,200						
	110		312,600							
	111		313,000							
	112		313,300							
	113		313,500							
	114		313,700							
	115		314,000							
	116		314,400							
	117		314,600							
	118		314,800							
	119		315,100							
	120		315,400							
	121		315,700							
	122		315,900							
	123		316,200							
	124		316,500							
	125		316,800							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	462,400

注 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

イ 警察職給料表

職員 の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	225,600	246,600	269,600	308,200	344,100	365,700	396,700	433,100	479,800
	2	228,000	248,800	271,500	309,200	345,600	367,400	398,400	434,700	485,800
	3	230,400	251,000	273,600	310,100	347,000	369,100	400,000	436,200	490,700
	4	232,800	253,200	275,700	311,000	348,500	370,700	401,700	437,700	494,900
	5	235,100	255,400	277,700	311,600	350,000	372,300	403,200	439,200	498,900
	6	237,500	257,400	279,000	312,300	351,400	374,000	404,800	440,800	502,300
	7	239,900	259,400	280,300	312,900	352,700	375,600	406,400	442,200	505,200
	8	242,100	261,200	281,600	313,600	354,000	377,100	408,000	443,600	507,700
	9	244,300	263,000	282,900	314,200	355,300	378,600	409,500	444,700	509,900
	10	246,400	264,700	284,200	314,900	356,900	380,200	411,100	446,100	
	11	248,500	266,400	285,400	315,600	358,500	381,800	412,700	447,600	
	12	250,500	267,800	286,600	316,200	360,100	383,400	414,300	449,100	
	13	252,400	269,200	287,800	316,900	361,500	385,000	415,800	450,400	
	14	254,400	271,000	288,800	317,600	363,100	386,600	417,800	452,100	
	15	256,400	272,300	289,800	318,200	364,600	388,200	419,800	453,700	
	16	258,000	273,700	291,200	319,000	366,100	389,800	421,800	455,300	
	17	259,600	275,100	292,300	319,700	367,600	391,400	423,300	456,700	
	18	261,100	276,300	293,400	320,500	369,200	393,000	425,000	458,400	
	19	262,600	277,500	294,500	321,500	370,700	394,600	426,600	460,100	
	20	264,100	278,600	295,600	322,300	372,200	396,200	428,300	461,700	
	21	265,600	279,900	296,800	323,200	373,700	397,700	429,900	463,100	
	22	267,100	281,000	297,400	324,400	375,300	399,300	431,400	463,800	
	23	268,600	282,200	297,900	325,700	376,900	401,000	432,900	464,500	
	24	270,100	283,300	298,500	327,000	378,500	402,700	434,300	465,200	
	25	271,600	284,600	298,900	328,200	379,900	404,400	435,500	465,600	
	26	272,800	285,900	299,500	329,700	381,600	406,400	437,000	466,100	
	27	274,000	287,100	300,000	331,000	383,300	408,200	438,500	466,700	
	28	275,200	288,300	300,500	332,000	384,900	410,100	439,900	467,300	
	29	276,400	289,200	300,900	332,900	386,500	411,800	441,400	467,900	
	30	277,500	290,200	301,500	334,100	388,100	413,200	442,700	468,600	
	31	278,600	291,300	302,000	335,200	389,700	414,400	443,900	469,100	
	32	279,700	292,300	302,500	336,300	391,300	415,700	445,100	469,600	
	33	281,000	293,500	303,000	337,400	393,000	416,700	446,100	470,100	
	34	282,300	294,100	303,600	338,600	395,000	417,800	446,800	470,400	
	35	283,500	294,700	304,000	339,800	397,000	418,800	447,500	470,700	
	36	284,800	295,300	304,400	340,800	399,000	419,800	448,200	471,100	
	37	285,700	295,700	304,900	341,900	400,700	420,900	448,700	471,400	
	38	286,700	296,300	305,500	343,100	402,400	422,000	449,100	471,600	
	39	287,800	296,900	306,100	344,300	403,900	423,100	449,500	471,900	
	40	288,900	297,400	306,600	345,500	405,400	424,200	449,800	472,100	
	41	290,100	297,800	307,200	346,600	406,600	425,400	450,100	472,400	
	42	290,700	298,400	307,900	347,700	407,600	426,200	450,400	472,600	
	43	291,300	299,000	308,600	348,900	408,600	427,000	450,700	472,800	
	44	291,800	299,500	309,200	350,100	409,600	427,600	451,000	473,000	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	45	292,200	299,900	309,800	351,200	410,600	428,100	451,200	473,400
	46	292,700	300,400	310,600	352,500	411,700	428,800	451,500	
	47	293,200	300,900	311,400	353,700	412,800	429,500	451,800	
	48	293,700	301,400	312,100	354,900	413,900	430,100	452,000	
	49	294,100	301,900	312,900	356,100	415,200	430,800	452,300	
	50	294,600	302,400	313,900	357,400	416,000	431,200	452,600	
	51	295,100	303,000	314,900	358,700	416,800	431,800	452,900	
	52	295,600	303,500	315,900	360,000	417,400	432,400	453,200	
	53	296,100	304,100	316,900	360,900	417,900	432,800	453,400	
	54	296,700	304,700	318,000	362,200	418,600	433,200	453,700	
	55	297,100	305,400	319,000	363,400	419,200	433,700	453,900	
	56	297,500	306,000	320,000	364,600	419,900	434,200	454,200	
	57	298,000	306,600	321,000	365,700	420,200	434,700	454,400	
	58	298,500	307,400	322,100	367,000	420,900	435,200	454,700	
	59	299,000	308,200	323,200	368,400	421,600	435,600	455,000	
	60	299,400	308,900	324,300	369,800	422,100	436,000	455,200	
	61	299,900	309,700	325,100	371,100	422,500	436,400	455,400	
	62	300,300	310,500	326,200	372,600	422,900	436,700	455,700	
	63	300,800	311,300	327,300	374,100	423,400	437,000	456,000	
	64	301,200	312,200	328,400	375,500	423,900	437,300	456,300	
	65	301,700	313,000	329,300	376,700	424,400	437,500	456,500	
	66	302,200	313,800	330,400	378,100	424,800	437,800	456,800	
	67	302,600	314,600	331,500	379,400	425,300	438,100	457,100	
	68	303,000	315,400	332,600	380,800	425,800	438,300	457,400	
	69	303,500	316,300	333,600	381,900	426,300	438,500	457,600	
	70	303,900	317,100	334,700	383,100	426,800	438,800	457,900	
	71	304,300	318,000	335,900	384,300	427,400	439,100	458,200	
	72	304,800	318,900	337,100	385,500	427,900	439,300	458,500	
	73	305,300	319,500	337,800	386,800	428,300	439,500	458,700	
	74	305,800	320,400	339,100	388,000	428,900	439,800		
	75	306,400	321,300	340,400	389,200	429,300	440,100		
	76	306,800	322,100	341,700	390,300	429,500	440,300		
	77	307,300	322,700	342,900	391,400	429,800	440,500		
	78	307,800	323,600	344,300	392,600	430,300	440,800		
	79	308,400	324,500	345,700	393,700	430,600	441,100		
	80	309,000	325,500	347,100	394,900	430,900	441,300		
	81	309,500	326,400	348,400	396,000	431,200	441,500		
	82	310,000	327,400	350,000	396,600	431,600	441,800		
	83	310,700	328,300	351,500	397,100	432,000	442,100		
	84	311,300	329,300	353,000	397,600	432,400	442,300		
	85	311,900	330,200	354,400	398,200	432,700	442,500		
	86	312,500	331,200	355,900	398,800				
	87	313,200	332,200	357,400	399,400				
	88	313,900	333,200	358,800	400,000				

89	314,600	334,100	360,100	400,300					
90	315,300	335,400	361,300	400,800					
91	316,000	336,600	362,500	401,300					
92	316,700	337,800	363,800	401,800					
93	317,200	339,000	365,100	402,200					
94	318,100	340,300	366,600	402,600					
95	319,000	341,500	368,100	403,100					
96	319,800	342,700	369,500	403,600					
97	320,500	343,900	370,800	404,000					
98	321,400	345,200	372,000	404,500					
99	322,300	346,400	373,100	405,000					
100	323,200	347,600	374,300	405,400					
101	324,100	349,000	375,400	405,700					
102	325,100	349,900	376,500	406,100					
103	326,100	350,900	377,600	406,500					
104	327,000	352,000	378,700	406,800					
105	327,800	353,100	379,900	407,100					
106	328,400	354,200	380,400	407,600					
107	329,000	355,200	381,000	408,100					
108	329,600	356,200	381,600	408,600					
109	330,100	357,400	382,200	408,900					
110	330,600	358,400	382,700	409,400					
111	331,000	359,400	383,100	409,900					
112	331,500	360,300	383,600	410,400					
113	332,300	361,200	384,000	410,700					
114	332,900	362,100	384,400	411,200					
115	333,600	363,000	384,900	411,700					
116	334,200	364,000	385,400	412,200					
117	334,800	365,000	385,800	412,600					
118	335,500	365,400	386,300	413,100					
119	336,200	366,000	386,900	413,500					
120	336,900	366,600	387,400	414,000					
121	337,500	366,900	387,600	414,400					
122	337,800	367,300	388,100						
123	338,300	367,700	388,600						
124	338,800	368,100	389,000						
125	339,100	368,500	389,500						
126		368,900	390,000						
127		369,300	390,500						
128		369,700	391,000						
129		370,100	391,300						
130		370,500	391,800						
131		370,900	392,300						
132		371,300	392,800						

	133		371,500	393,100						
	134		372,000	393,600						
	135		372,300	394,000						
	136		372,600	394,400						
	137		372,900	394,700						
	138		373,300	395,100						
	139		373,800	395,600						
	140		374,300	396,100						
	141		374,600	396,400						
	142		375,100							
	143		375,600							
	144		376,100							
	145		376,400							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		255,400	267,500	272,000	304,600	321,900	336,500	360,700	397,000	429,900

注 この表は、警察官で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 研究職給料表

職員 の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	196,200	246,800	338,900	388,500	460,100
	2	197,300	251,100	340,900	389,900	470,300
	3	198,500	253,900	342,900	391,300	480,000
	4	199,600	256,600	344,800	392,700	489,900
	5	200,700	259,200	346,600	394,100	499,800
	6	202,900	260,900	348,600	395,500	509,800
	7	205,000	262,400	350,500	396,800	518,500
	8	207,100	263,900	352,400	398,200	526,400
	9	209,200	265,400	354,100	399,600	534,200
	10	211,200	267,400	355,700	401,100	541,300
	11	213,200	269,300	357,200	402,500	546,600
	12	215,200	271,200	358,800	403,900	551,100
	13	217,200	273,200	360,400	405,200	554,100
	14	219,100	275,400	361,400	406,700	556,100
	15	221,000	277,600	362,400	408,200	
	16	222,800	279,800	363,300	409,700	
	17	224,500	281,900	364,400	411,200	
	18	226,300	284,200	365,600	412,800	
	19	228,100	286,500	366,800	414,400	
	20	229,900	288,900	368,000	416,100	
	21	231,700	291,200	369,200	417,300	
	22	233,500	293,300	370,300	418,700	
	23	235,200	295,400	371,300	420,100	
	24	236,900	297,400	372,300	421,400	
	25	238,600	299,400	373,400	422,700	
	26	240,700	301,300	374,400	424,000	
	27	242,600	303,200	375,300	425,500	
	28	244,500	305,100	376,300	427,000	
	29	246,400	307,000	377,200	428,200	
	30	247,500	308,500	378,000	429,400	
	31	248,600	310,000	378,800	431,000	
	32	249,700	311,500	379,600	432,500	
	33	251,100	313,000	380,300	433,800	
	34	252,400	314,500	381,000	435,200	
	35	253,800	316,000	381,800	436,600	
	36	255,200	317,400	382,600	438,000	
	37	256,600	318,800	383,300	439,400	
	38	258,100	319,700	384,000	440,800	
	39	259,600	320,600	384,800	442,200	
	40	261,200	321,400	385,600	443,600	
	41	262,600	322,100	386,400	444,700	
	42	263,900	322,600	387,600	446,000	
	43	265,300	323,100	388,800	447,400	
	44	266,700	323,500	390,000	448,700	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	45	268,200	323,900	390,700	449,500
	46	269,500	324,400	391,700	450,300
	47	270,700	324,900	392,500	451,200
	48	271,900	325,300	393,200	452,100
	49	273,100	325,700	393,900	452,900
	50	274,200	326,100	394,600	453,700
	51	275,300	326,400	395,200	454,300
	52	276,400	326,900	395,800	455,100
	53	277,400	327,300	396,400	455,500
	54	278,500	327,700	397,100	456,100
	55	279,500	328,100	397,900	456,600
	56	280,500	328,400	398,700	457,100
	57	281,500	328,800	399,300	457,600
	58	282,200	329,100	400,100	
	59	282,700	329,500	400,800	
	60	283,300	329,800	401,500	
	61	283,900	330,200	402,100	
	62	284,500	330,700	402,800	
	63	285,100	331,300	403,400	
	64	285,600	331,800	404,100	
	65	286,200	332,200	404,800	
	66	286,700	332,800	405,400	
	67	287,300	333,300	406,000	
	68	287,800	333,900	406,700	
	69	288,400	334,400	407,400	
	70	289,100	334,900	407,900	
	71	289,700	335,400	408,500	
	72	290,300	336,000	409,100	
	73	290,900	336,500	409,600	
	74	291,500	337,200	410,200	
	75	292,100	337,900	410,800	
	76	292,800	338,600	411,300	
	77	293,400	339,200	411,800	
	78	294,100	339,800	412,300	
	79	294,800	340,500	412,800	
	80	295,300	341,200	413,500	
	81	295,900	341,900	413,900	
	82	296,500	342,600		
	83	297,200	343,200		
	84	297,800	343,800		
	85	298,300	344,300		
	86	298,900	344,800		
	87	299,600	345,200		
	88	300,200	345,600		

	89	300,700	345,900			
	90	301,300	346,400			
	91	302,000	346,700			
	92	302,600	347,100			
	93	303,200	347,400			
	94	303,800	347,700			
	95	304,400	348,100			
	96	305,000	348,500			
	97	305,300	349,000			
	98	305,800	349,500			
	99	306,400	350,000			
	100	306,900	350,500			
	101	307,300	351,000			
	102	307,700	351,500			
	103	308,000	351,900			
	104	308,400	352,400			
	105	308,800	352,800			
	106	309,200	353,200			
	107	309,600	353,700			
	108	309,900	354,100			
	109	310,100	354,600			
	110	310,500	355,000			
	111	310,800	355,400			
	112	311,000	355,800			
	113	311,300	356,300			
	114	311,600	356,700			
	115	311,900	357,100			
	116	312,200	357,500			
	117	312,400	358,000			
	118	312,700	358,400			
	119	312,900	358,800			
	120	313,200	359,200			
	121	313,500	359,600			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		230,200	273,400	299,200	343,000	403,400

注 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究または調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

工 医療職給料表(1)

職員 の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	305,600	415,600	470,300	566,200
	2	307,900	418,300	472,300	572,300
	3	310,200	420,900	474,200	577,400
	4	312,400	423,300	476,100	582,100
	5	314,500	425,600	477,500	586,400
	6	318,000	427,800	479,200	590,700
	7	321,500	429,800	481,000	594,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000
	9	328,300	434,000	484,600	599,500
	10	331,800	435,500	486,300	601,800
	11	335,200	437,000	488,100	
	12	338,600	438,500	489,900	
	13	342,000	439,900	491,700	
	14	345,500	441,300	493,400	
	15	348,900	442,800	495,200	
	16	352,300	444,200	497,000	
	17	355,700	445,500	498,800	
	18	358,800	447,000	500,700	
	19	362,000	448,400	502,600	
	20	365,200	449,800	504,500	
	21	368,500	451,100	506,400	
	22	371,600	452,600	508,100	
	23	374,700	454,000	509,900	
	24	377,700	455,400	511,700	
	25	380,800	456,800	513,300	
	26	383,100	458,200	515,100	
	27	385,400	459,500	516,900	
	28	387,600	460,900	518,400	
	29	389,500	462,300	519,800	
	30	391,200	463,600	521,500	
	31	392,900	465,000	523,300	
	32	394,700	466,400	525,000	
	33	396,400	467,700	526,500	
	34	398,200	469,100	527,800	
	35	399,800	470,400	529,100	
	36	401,100	471,800	530,400	
	37	402,500	473,200	531,400	
	38	403,900	474,900	532,700	
	39	405,300	476,500	534,000	
	40	406,700	478,000	535,300	
	41	408,200	479,600	536,300	
	42	408,900	480,800	537,100	
	43	409,500	481,900	537,900	
	44	410,100	483,000	538,700	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	45	410,900	484,000	539,600
	46	411,500	484,900	540,400
	47	412,100	485,800	541,200
	48	412,600	486,600	541,900
	49	413,100	487,300	542,700
	50	413,500	488,000	543,500
	51	414,000	488,700	544,200
	52	414,400	489,300	545,100
	53	414,800	489,900	546,000
	54	415,100	490,600	546,800
	55	415,400	491,200	547,700
	56	415,800	491,800	548,600
	57	416,100	492,100	549,400
	58	416,500	492,700	550,200
	59	416,800	493,300	551,000
	60	417,200	494,000	551,700
	61	417,600	494,400	552,500
	62	417,900	495,000	553,400
	63	418,200	495,700	554,300
	64	418,500	496,400	555,200
	65	418,800	496,800	556,000
	66		497,400	556,900
	67		498,000	557,800
	68		498,500	558,700
	69		499,000	559,500
	70		499,500	560,400
	71		500,000	561,300
	72		500,500	562,200
	73		500,900	563,000
	74		501,400	
	75		501,800	
	76		502,200	
	77		502,700	
	78		503,300	
	79		503,800	
	80		504,200	
	81		504,700	
	82		505,300	
	83		505,900	
	84		506,400	
	85		506,900	

定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 312,900	円 356,500	円 412,800	円 488,500

注 この表は、保健所等に勤務する医師および歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

才 医療職給料表(2)

職員 の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300	427,200
	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000	429,100
	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600	431,100
	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100
	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800	454,300
	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100	455,400
	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400	456,200
	23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700	456,600
	24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800	457,300
	25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900	457,800
	26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000	458,200
	27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100	458,600
	28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200	459,000
	29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000	459,400
	30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800	459,800
	31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500	460,100
	32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	460,400
	33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700	460,700
	34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300	461,000
	35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800	461,300
	36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200	461,600
	37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600	461,900
	38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800	
	39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100	
	40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400	
	41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700	
	42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000	
	43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300	
	44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800
	46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100
	47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400
	48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700
	49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900
	50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100
	51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400
	52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	422,700
	53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100	422,900
	54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800	
	55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500	
	56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100	
	57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500	
	58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000	
	59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600	
	60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200	
	61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600	
	62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100	
	63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600	
	64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100	
	65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700	
	66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200	
	67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800	
	68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400	
	69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900	
	70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400	
	71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800	
	72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200	
	73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500	
	74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000	
	75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400	
	76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800	
	77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200	
	78	265,000	301,000	338,100	359,700		
	79	265,300	301,200	338,500	359,900		
	80	265,500	301,500	339,000	360,200		
	81	265,700	301,800	339,500	360,700		
	82	266,000	302,000	339,800	361,000		
	83	266,300	302,300	340,000	361,300		
	84	266,500	302,600	340,300	361,600		
	85	266,700	302,800	340,700	362,000		
	86		303,000	341,100	362,300		
	87		303,200	341,400	362,600		
	88		303,400	341,700	362,900		

	89		303,800	342,000	363,300			
	90		304,000	342,200	363,600			
	91		304,200	342,600	363,800			
	92		304,400	342,900	364,100			
	93		304,800	343,100	364,400			
	94		305,000	343,400	364,800			
	95		305,200	343,700	365,200			
	96		305,500	343,900	365,600			
	97		305,800	344,100	366,100			
	98		306,000	344,400	366,500			
	99		306,200	344,700	366,900			
	100		306,500	344,900	367,300			
	101		306,800	345,100	367,800			
	102		307,000	345,300				
	103		307,200	345,700				
	104		307,500	345,900				
	105		307,800	346,100				
	106			346,400				
	107			346,800				
	108			347,200				
	109			347,400				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		201,300	227,900	257,300	271,300	297,800	340,000	383,400

注 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

力 医療職給料表(3)

職員 の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600
	24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400
	25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000
	26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700
	27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500
	28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300
	29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800
	30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300
	31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800
	32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100
	33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300
	34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400
	35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600
	36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800
	37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100
	38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200
	39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400
	40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600
	41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800
	42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800
	43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900
	44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000
	46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500
	47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000
	48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400
	49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000
	50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500
	51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900
	52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400
	53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900
	54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300
	55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600
	56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900
	57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300
	58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600	
	59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300	
	60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900	
	61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500	
	62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100	
	63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800	
	64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400	
	65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100	
	66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600	
	67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200	
	68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700	
	69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100	
	70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700	
	71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100	
	72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400	
	73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700	
	74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200	
	75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600	
	76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900	
	77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200	
	78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700	
	79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200	
	80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600	
	81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900	
	82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300	
	83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800	
	84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200	
	85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600	
	86	295,800	322,600	360,600	379,900		
	87	296,300	323,600	361,400	380,500		
	88	296,800	324,600	362,200	381,000		

89	297,200	325,500	362,800	381,300
90	297,700	326,500	363,400	381,800
91	298,200	327,500	364,000	382,100
92	298,700	328,500	364,600	382,400
93	299,200	329,300	365,000	383,000
94	299,600	330,000	365,400	383,500
95	300,100	330,700	365,900	384,000
96	300,700	331,300	366,300	384,500
97	301,300	331,800	366,800	385,100
98	301,800	332,100	367,200	385,600
99	302,300	332,600	367,700	386,100
100	302,800	333,200	368,100	386,500
101	303,200	333,600	368,400	387,100
102	303,700	334,100	368,900	387,600
103	304,100	334,700	369,200	388,100
104	304,500	335,200	369,500	388,600
105	304,900	335,600	369,900	389,200
106	305,300	336,100	370,400	389,600
107	305,700	336,600	370,900	390,100
108	306,000	337,100	371,400	390,600
109	306,200	337,500	371,900	391,200
110	306,500	337,800	372,400	
111	306,700	338,100	372,900	
112	307,000	338,400	373,300	
113	307,300	338,700	373,700	
114	307,500	339,100	374,100	
115	307,800	339,400	374,600	
116	308,000	339,700	375,100	
117	308,300	339,900	375,500	
118	308,500	340,200	376,000	
119	308,800	340,500	376,500	
120	309,100	340,700	377,000	
121	309,400	340,900	377,300	
122	309,700	341,200		
123	310,000	341,500		
124	310,300	341,800		
125	310,500	342,000		
126	310,700	342,300		
127	311,000	342,600		
128	311,400	342,800		
129	311,600	343,000		
130	311,900	343,200		
131	312,200	343,500		
132	312,600	343,700		

	133	312,800	344,000				
	134	313,100	344,400				
	135	313,400	344,800				
	136	313,700	345,200				
	137	313,900	345,500				
	138	314,200	345,900				
	139	314,500	346,300				
	140	314,800	346,700				
	141	315,000	347,000				
	142	315,300	347,400				
	143	315,700	347,700				
	144	316,000	348,100				
	145	316,200	348,400				
	146	316,400	348,800				
	147	316,700	349,200				
	148	317,000	349,600				
	149	317,200	349,900				
	150	317,400	350,300				
	151	317,700	350,700				
	152	318,000	351,100				
	153	318,400	351,400				
	154	318,600					
	155	318,800					
	156	319,100					
	157	319,400					
	158	319,700					
	159	320,000					
	160	320,300					
	161	320,700					
	162	321,000					
	163	321,300					
	164	321,600					
	165	322,000					
	166	322,300					
	167	322,600					
	168	322,900					
	169	323,300					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		248,800	269,700	277,300	288,100	305,100	343,600

注 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

キ 福祉職給料表

職員 の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	212,700	267,600	299,600	325,700	366,800	420,700
	2	214,400	269,000	300,500	327,400	368,500	422,600
	3	216,000	270,300	301,300	328,900	370,100	424,500
	4	217,700	271,600	302,200	330,300	371,700	426,300
	5	219,200	273,000	303,100	331,500	373,300	428,100
	6	220,800	274,000	304,000	332,900	375,100	429,900
	7	222,400	275,000	304,900	334,200	376,600	431,700
	8	224,000	276,000	305,700	335,600	378,200	433,500
	9	225,600	276,900	306,500	337,000	379,500	435,100
	10	227,400	277,800	307,500	338,500	381,100	436,600
	11	229,200	278,800	308,700	339,900	382,700	438,100
	12	230,200	279,700	309,700	341,300	384,200	439,600
	13	231,200	280,800	310,900	342,700	386,100	441,100
	14	232,300	281,700	312,000	344,200	388,000	442,400
	15	233,500	282,600	313,100	345,800	389,900	443,700
	16	234,600	283,400	314,100	347,300	391,700	444,900
	17	235,600	283,900	315,100	348,800	393,200	446,100
	18	236,600	284,600	316,200	350,400	395,000	447,400
	19	237,500	285,400	317,200	351,900	396,700	448,700
	20	238,500	286,100	318,200	353,400	398,300	449,900
	21	239,500	287,000	319,200	354,900	400,000	451,100
	22	240,900	287,900	320,200	356,400	401,400	451,900
	23	242,200	288,800	321,200	357,900	402,800	452,700
	24	243,500	289,700	322,100	359,400	404,200	453,500
	25	244,800	290,700	323,100	360,900	405,600	454,100
	26	246,100	291,600	324,000	362,500	406,800	454,700
	27	247,400	292,400	325,000	364,000	408,000	455,300
	28	248,600	293,300	326,000	365,500	409,000	455,900
	29	249,700	294,200	327,000	366,700	410,100	456,600
	30	250,600	295,000	328,000	368,200	411,300	457,400
	31	251,400	295,900	329,100	369,700	412,400	457,800
	32	252,200	296,700	330,200	371,200	413,500	458,500
	33	253,200	297,700	331,200	372,500	414,200	459,000
	34	254,000	298,700	332,300	374,000	414,900	459,400
	35	254,800	299,700	333,400	375,500	415,500	459,800
	36	255,600	300,500	334,400	377,000	416,200	460,200
	37	256,300	301,400	335,400	378,400	416,800	460,600
	38	257,000	302,300	336,400	379,800	417,400	460,900
	39	257,700	303,300	337,500	381,100	417,900	461,200
	40	258,400	304,100	338,500	382,500	418,300	461,500
	41	259,200	305,000	339,500	383,500	418,700	461,800
	42	259,800	305,900	340,400	384,600	418,900	462,100
	43	260,400	306,800	341,300	385,500	419,200	462,400
	44	261,000	307,700	342,200	386,600	419,500	462,700

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	45	261,400	308,600	342,900	387,300	419,800	463,000
	46	261,900	309,500	343,600	387,900	420,100	
	47	262,400	310,400	344,200	388,500	420,400	
	48	262,800	311,200	344,800	389,200	420,700	
	49	263,200	312,000	345,400	390,000	420,900	
	50	263,800	312,900	346,000	390,700	421,200	
	51	264,300	313,700	346,500	391,500	421,400	
	52	264,800	314,500	347,100	392,200	421,700	
	53	265,200	315,400	347,700	393,000	421,900	
	54	265,700	316,300	348,200	393,700	422,200	
	55	266,100	317,300	348,700	394,400	422,500	
	56	266,500	318,200	349,200	395,000	422,800	
	57	267,000	319,000	349,600	395,300	423,000	
	58	267,400	319,900	349,800	395,900	423,300	
	59	267,800	320,800	350,200	396,500	423,600	
	60	268,100	321,700	350,700	397,200	423,800	
	61	268,500	322,600	351,000	397,600	424,000	
	62	268,900	323,400	351,400	398,300	424,300	
	63	269,200	324,300	351,800	398,900	424,600	
	64	269,500	325,100	352,200	399,500	424,800	
	65	269,900	325,800	352,600	399,900	425,000	
	66	270,300	326,700	353,100	400,400		
	67	270,600	327,500	353,500	401,000		
	68	270,900	328,300	354,000	401,500		
	69	271,300	328,900	354,200	401,900		
	70	271,600	329,400	354,700	402,400		
	71	271,900	329,900	355,100	402,900		
	72	272,300	330,400	355,500	403,400		
	73	272,700	330,800	355,800	403,900		
	74	273,000	331,300	356,200	404,300		
	75	273,400	331,800	356,700	404,600		
	76	273,700	332,300	357,100	404,900		
	77	274,000	332,600	357,300	405,100		
	78	274,400	332,900	357,600	405,300		
	79	274,800	333,300	358,000	405,600		
	80	275,100	333,600	358,400	405,900		
	81	275,300	333,900	358,700	406,100		
	82	275,600	334,200	359,000	406,400		
	83	276,000	334,400	359,400	406,700		
	84	276,300	334,700	359,800	406,900		
	85	276,500	335,100	360,100	407,100		
	86	276,800	335,500	360,500			
	87	277,200	335,800	360,900			
	88	277,500	336,000	361,100			

	89	277,800	336,500	361,400			
	90	278,100	336,900				
	91	278,400	337,100				
	92	278,700	337,400				
	93	279,000	337,800				
	94	279,400	338,200				
	95	279,800	338,500				
	96	280,100	338,800				
	97	280,300	339,000				
	98	280,700	339,300				
	99	281,000	339,600				
	100	281,300	339,900				
	101	281,600	340,300				
	102	281,900	340,500				
	103	282,200	340,800				
	104	282,500	341,200				
	105	282,700	341,600				
	106	282,900	341,900				
	107	283,200	342,200				
	108	283,500	342,500				
	109	283,800	342,800				
	110	284,100	343,200				
	111	284,400	343,500				
	112	284,600	343,700				
	113	284,900	343,900				
	114	285,100	344,200				
	115	285,400	344,400				
	116	285,800	344,700				
	117	286,100	344,900				
	118	286,400					
	119	286,700					
	120	287,000					
	121	287,200					
	122	287,400					
	123	287,800					
	124	288,100					
	125	288,300					
	126	288,600					
	127	288,900					
	128	289,300					
	129	289,500					
	130	289,900					
	131	290,300					
	132	290,600					

	133	290,800					
	134	291,100					
	135	291,500					
	136	291,800					
	137	292,000					
	138	292,300					
	139	292,600					
	140	292,900					
	141	293,100					
	142	293,300					
	143	293,500					
	144	293,700					
	145	294,100					
	146	294,300					
	147	294,600					
	148	294,900					
	149	295,200					
	150	295,400					
	151	295,700					
	152	295,900					
	153	296,200					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		214,100	254,800	269,600	304,400	331,900	374,800

注 この表は、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ク 高等学校等教育職給料表

職員 の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	212,900	259,800	332,500	389,400	464,700
	2	215,300	261,200	334,300	390,900	466,500
	3	217,600	262,600	336,100	392,300	468,300
	4	219,900	264,000	337,800	393,700	470,100
	5	222,100	265,400	339,400	395,100	471,800
	6	224,400	266,600	341,300	396,500	473,500
	7	226,600	267,800	343,200	398,000	475,400
	8	228,800	269,000	345,000	399,400	477,200
	9	231,000	270,300	346,800	400,700	478,900
	10	233,200	271,400	348,800	402,100	480,500
	11	235,400	272,500	350,600	403,600	482,100
	12	237,600	273,700	352,300	405,100	483,600
	13	239,800	275,000	354,000	406,400	485,100
	14	241,900	276,700	355,700	407,900	486,400
	15	244,000	278,400	357,200	409,400	487,800
	16	246,100	280,100	358,800	410,900	489,100
	17	248,200	281,800	360,400	412,300	490,300
	18	250,000	283,800	361,700	413,900	490,900
	19	251,700	286,000	362,900	415,500	491,500
	20	253,400	288,200	364,000	417,000	492,200
	21	255,100	290,400	365,300	418,200	492,800
	22	256,400	292,600	366,900	419,600	
	23	257,700	294,800	368,500	421,000	
	24	258,900	296,900	370,000	422,300	
	25	260,100	298,900	371,400	423,900	
	26	261,300	300,800	373,000	425,300	
	27	262,500	302,700	374,500	426,600	
	28	263,700	304,500	376,000	428,000	
	29	264,800	306,300	377,500	429,400	
	30	265,800	308,200	379,100	430,700	
	31	266,900	310,000	380,700	432,200	
	32	267,900	311,700	382,200	433,700	
	33	269,000	313,400	383,700	435,300	
	34	270,100	315,200	385,300	436,700	
	35	271,300	316,900	386,800	438,300	
	36	272,600	318,500	388,300	439,800	
	37	273,800	320,100	389,800	441,500	
	38	274,900	321,800	391,300	443,000	
	39	276,100	323,600	392,800	444,600	
	40	277,200	325,300	394,200	446,200	
	41	278,500	326,600	395,500	447,700	
	42	279,500	328,500	397,000	449,200	
	43	280,500	330,300	398,400	450,400	
	44	281,400	332,000	399,800	451,600	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	45	282,000	333,600	401,300	452,800
	46	282,800	335,500	402,900	454,100
	47	283,600	337,200	404,500	455,300
	48	284,400	338,900	405,900	456,500
	49	285,100	340,600	407,100	457,600
	50	285,900	342,300	408,500	458,800
	51	286,600	344,000	409,900	460,000
	52	287,400	345,700	411,200	461,200
	53	288,200	347,400	412,400	462,400
	54	289,000	348,700	413,600	463,600
	55	289,700	350,000	414,900	464,800
	56	290,500	351,300	416,200	466,000
	57	291,200	352,800	417,500	467,100
	58	291,800	354,400	418,800	467,700
	59	292,600	355,900	420,200	468,200
	60	293,400	357,500	421,400	468,700
	61	294,100	358,900	422,600	469,200
	62	294,700	360,500	424,000	
	63	295,500	362,100	425,400	
	64	296,100	363,500	426,700	
	65	297,100	365,000	427,900	
	66	297,900	366,600	429,100	
	67	298,600	368,200	430,400	
	68	299,300	369,700	431,800	
	69	299,900	371,200	433,100	
	70	300,600	372,800	434,300	
	71	301,300	374,300	435,300	
	72	302,000	375,800	436,500	
	73	302,700	377,300	437,700	
	74	303,400	378,900	438,800	
	75	304,100	380,500	440,000	
	76	304,600	382,000	441,000	
	77	305,200	383,400	442,100	
	78	305,800	384,800	443,100	
	79	306,500	386,200	444,100	
	80	307,100	387,500	445,100	
	81	307,600	388,800	446,000	
	82	308,200	390,200	446,800	
	83	308,900	391,500	447,600	
	84	309,600	392,800	448,400	
	85	310,200	393,900	449,100	
	86	311,000	395,300	449,500	
	87	311,700	396,600	449,900	
	88	312,300	397,900	450,300	

89	313,000	399,100	450,700
90	313,800	400,400	451,000
91	314,600	401,500	451,300
92	315,400	402,700	451,500
93	315,900	403,900	451,800
94	316,700	405,000	452,100
95	317,500	406,200	452,400
96	318,300	407,400	452,600
97	318,900	408,800	452,800
98	319,600	409,800	453,100
99	320,400	410,800	453,400
100	321,100	411,800	453,600
101	321,900	412,700	453,800
102	322,700	413,700	454,100
103	323,600	414,800	454,400
104	324,400	415,900	454,600
105	325,000	416,600	454,800
106	325,800	417,500	
107	326,600	418,400	
108	327,400	419,300	
109	328,100	420,100	
110	328,500	420,900	
111	328,800	421,700	
112	329,300	422,500	
113	329,800	423,100	
114	330,200	423,800	
115	330,600	424,500	
116	331,000	425,200	
117	331,500	425,800	
118	332,000	426,300	
119	332,400	426,600	
120	332,900	426,900	
121	333,400	427,200	
122	333,800	427,500	
123	334,200	427,800	
124	334,700	428,000	
125	335,200	428,200	
126	335,500	428,500	
127	335,800	428,800	
128	336,100	429,000	
129	336,300	429,200	
130	336,600	429,500	
131	336,900	429,800	
132	337,100	430,000	

	133	337,300	430,200			
	134	337,500	430,500			
	135	337,700	430,800			
	136	338,000	431,000			
	137	338,300	431,200			
	138	338,500	431,500			
	139	338,800	431,800			
	140	339,100	432,000			
	141	339,300	432,200			
	142	339,500	432,500			
	143	339,800	432,800			
	144	340,000	433,000			
	145	340,300	433,200			
	146	340,500				
	147	340,800				
	148	341,100				
	149	341,300				
	150	341,500				
	151	341,800				
	152	342,100				
	153	342,300				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		247,200	288,900	319,100	348,200	436,000

注1 この表は、高等学校、特別支援学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舍指導員、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ケ 小学校および中学校等教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	212,900	234,000	332,500	361,900	448,100
	2	215,300	236,400	334,300	363,400	449,400
	3	217,600	238,800	336,100	364,900	450,600
	4	219,900	241,300	337,800	366,300	451,900
	5	222,100	243,700	339,400	367,700	453,000
	6	224,400	246,100	341,300	369,000	454,100
	7	226,600	248,500	343,200	370,300	455,300
	8	228,800	251,000	345,000	371,700	456,500
	9	231,000	253,400	346,800	373,100	457,800
	10	233,200	255,000	348,800	374,400	459,000
	11	235,400	256,600	350,600	375,700	460,100
	12	237,600	258,200	352,300	376,900	461,200
	13	239,800	259,800	354,000	378,100	462,400
	14	241,900	261,200	355,700	379,400	463,200
	15	244,000	262,600	357,200	380,600	464,000
	16	246,100	264,000	358,800	381,800	464,900
	17	248,200	265,400	360,400	382,800	465,800
	18	250,000	266,600	361,700	384,000	466,200
	19	251,700	267,800	362,900	385,200	466,700
	20	253,400	269,000	364,000	386,300	467,200
	21	255,100	270,300	365,300	387,300	467,700
	22	256,400	271,400	366,700	388,500	
	23	257,700	272,500	368,100	389,700	
	24	258,900	273,700	369,400	390,800	
	25	260,100	275,000	370,600	391,800	
	26	261,200	276,700	372,000	393,000	
	27	262,300	278,400	373,300	394,100	
	28	263,400	280,100	374,600	395,200	
	29	264,600	281,800	375,800	396,300	
	30	265,700	283,800	377,200	397,500	
	31	266,800	286,000	378,500	398,700	
	32	267,800	288,200	379,800	399,800	
	33	268,900	290,400	381,100	400,800	
	34	269,900	292,600	382,300	401,900	
	35	270,900	294,800	383,400	403,100	
	36	272,000	296,900	384,600	404,300	
	37	273,200	298,900	385,800	405,500	
	38	274,100	300,800	387,000	406,800	
	39	275,100	302,700	388,200	407,900	
	40	276,200	304,500	389,300	409,100	
	41	277,400	306,300	390,400	410,200	
	42	278,500	308,200	391,600	411,500	
	43	279,600	310,000	392,800	412,500	
	44	280,700	311,700	393,900	413,600	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	45	281,600	313,400	395,000	414,800
	46	282,400	315,200	396,300	416,000
	47	283,200	316,900	397,500	417,200
	48	284,000	318,500	398,600	418,400
	49	284,600	320,100	399,500	419,500
	50	285,400	321,800	400,700	420,500
	51	286,100	323,600	401,700	421,800
	52	286,800	325,300	402,800	423,000
	53	287,600	326,600	403,600	424,200
	54	288,400	328,500	404,700	425,300
	55	289,000	330,300	405,700	426,400
	56	289,700	332,000	406,700	427,500
	57	290,400	333,600	407,800	428,500
	58	291,200	335,500	408,800	429,700
	59	292,000	337,200	409,900	430,900
	60	292,600	338,900	411,000	432,100
	61	293,200	340,600	412,000	432,700
	62	293,900	342,300	413,100	433,500
	63	294,600	344,000	414,200	434,200
	64	295,100	345,700	415,200	434,700
	65	295,800	347,400	416,100	435,000
	66	296,500	348,700	417,000	435,300
	67	297,100	350,000	418,000	435,700
	68	297,700	351,300	419,000	436,100
	69	298,400	352,800	419,800	436,400
	70	299,100	354,300	420,600	436,800
	71	299,700	355,800	421,300	437,100
	72	300,400	357,300	422,100	437,400
	73	300,900	358,600	422,800	437,700
	74	301,500	360,100	423,400	438,000
	75	302,200	361,600	424,100	438,300
	76	302,700	363,000	424,800	438,600
	77	303,300	364,400	425,400	438,800
	78	303,900	365,900	426,100	439,100
	79	304,500	367,400	426,600	439,400
	80	305,100	368,900	427,200	439,600
	81	305,600	370,200	427,600	439,800
	82	306,100	371,500	428,000	
	83	306,700	372,800	428,300	
	84	307,300	374,000	428,500	
	85	307,700	375,200	428,700	
	86	308,100	376,400	429,000	
	87	308,600	377,500	429,300	
	88	309,100	378,600	429,500	

	89	309,500	379,600	429,700	
	90	310,000	380,700	430,000	
	91	310,400	381,800	430,300	
	92	310,900	382,900	430,500	
	93	311,200	384,000	430,700	
	94	311,700	385,100	431,000	
	95	312,200	386,100	431,300	
	96	312,600	387,200	431,500	
	97	312,900	388,200	431,700	
	98	313,300	389,200	432,000	
	99	313,700	390,100	432,300	
	100	314,100	391,000	432,500	
	101	314,500	391,800	432,700	
	102	314,800	392,800	433,000	
	103	315,100	393,600	433,300	
	104	315,400	394,500	433,500	
	105	315,600	395,300	433,700	
	106	315,900	396,200		
	107	316,200	397,100		
	108	316,400	398,000		
	109	316,600	398,800		
	110	316,800	399,800		
	111	317,100	400,700		
	112	317,400	401,600		
	113	317,600	402,200		
	114	317,800	403,100		
	115	318,000	404,000		
	116	318,300	404,900		
	117	318,600	405,700		
	118	318,800	406,400		
	119	319,100	407,200		
	120	319,400	408,000		
	121	319,600	408,600		
	122	319,800	409,300		
	123	320,000	410,000		
	124	320,300	410,600		
	125	320,600	411,200		
	126		411,900		
	127		412,400		
	128		413,000		
	129		413,600		
	130		414,200		
	131		414,700		
	132		415,200		

	133		415,500			
	134		415,800			
	135		416,000			
	136		416,300			
	137		416,600			
	138		416,900			
	139		417,200			
	140		417,500			
	141		417,800			
	142		418,100			
	143		418,400			
	144		418,700			
	145		418,900			
	146		419,200			
	147		419,500			
	148		419,700			
	149		419,900			
	150		420,200			
	151		420,500			
	152		420,700			
	153		420,900			
	154		421,200			
	155		421,500			
	156		421,700			
	157		421,900			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		238,400	285,800	314,300	341,600	425,600

注1 この表は、小学校、中学校、義務教育学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

コ 特定任期付職員給料表

号 給	給料月額
	円
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

サ 第1号任期付研究員給料表

号 給	給料月額
	円
1	428,000
2	491,000
3	556,000
4	642,000
5	746,000
6	851,000

シ 第2号任期付研究員給料表

号 給	給料月額
	円
1	358,000
2	395,000
3	424,000